

委員長 傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に13名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

開 会

委員長 ただいまから平成16年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の選任

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員をお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案5件となっております。

議案第25号

委員長 初めに、議案第25号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

教育研究所補佐 教育研究所でございます。よろしくお願いいたします。

松戸市心身障害児就学指導委員会につきまして、このたびの定期異動により3名の委員に欠員が生じたため、松戸市心身障害児就学指導委員会条例の規定に基づき、別添1の3名の方を松戸市心身障害児就学指導委員会委員に委嘱することについてお諮りいたします。よろしくお願いいたします。

委嘱をしたい新委員の方々ですが、学級担任等の3号委員として、松戸市立第一中学校、中嶋正裕教頭先生、松戸市立常盤平第三小学校、塙博夫教頭先生、松戸市立栗ヶ沢小学校、水口和彦教諭でございます。この3名の方は、各分野を代表されてのもので、前任の定期異

動を受けての委嘱となります。なお、任期につきましては、前委員の残任期間でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明のとおり、次のページに委員全員の方のお名前が出ております。アンダーラインのついたところの先生が今回新任の先生になるわけです。

この議案について、質疑、討論、よろしくお願いをいたします。

いかがでしょうか。

こういう機会ですので、ちょっとこの委員会の様子をお知らせいただければと思いますが、年何回ぐらい開催していますか。

教育研究所補佐 年10回開催しております。

昨年は66件審議をさせていただきまして、慎重な審議の結果、適当と思われる就学についてご助言をいただいております。

松戸市ではその会議に保護者の方にも参加していただきまして、意見を言っていただけるようなシステムを考えておりまして、いろいろな意見を反映した委員会の持ち方を工夫しております。

以上でございます。

委員長 いかがでしょうか、先生方、何かご意見ございますか。

その他質疑、討論ございませんでしたら、終結をいたしまして、25号、採決をしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第25号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は原案どおり決定いたしました。

議案第26号

委員長 続いて、議案第26号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞご説明ください。

学務課長 議案第26号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」。

松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、別紙の者を松戸市学区審議会委員に委嘱する。

別紙がその後についておりますが、松戸市の校長会長、小池壽夫、それから松戸市校長会副会長、笠井一郎でございます。

提案理由でございますが、学校長の代表から委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

ちょっと説明させていただきますと、松戸市教育委員会には諮問機関として学区審議会を置くということで条例で定められております。その条例では、委員の構成が、知識経験を有する者、学校長の代表それからPTAの代表、住民の代表、このようになっております。

任期につきましては、その職にあるため委員になった者については、その職を去ったとき委員の資格を失う。去年の校長会の会長、副会長さんがその職を去りましたので、自動的に3月31日でこの委員の資格を失った形になっておりましたので、新たに会長さん、副会長さんになった校長先生をお願いすると。

第4条の方に、補充委員の任期は前任者の残任期間とするとなっておりますので、平成17年7月1日までお願いしようと、そのように考えておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

委員長 以上のとおりでございますが。

そうすると4月から現在まで空席になっているということですか。

学務課長 そこで資格を失っておりましたので、きょうまでは空席ということですよ。

委員長 この2号委員の異動による今回の審議委員の校長会の先生方だそうでございます。

この学区審議会、この議案について、いかがでしょうか。

では、この機会ですので、審議会の内容をちょっとお知らせを。

というのは、学校選択制などの方法がとられていますね。そういうことも踏まえて、審議会の様子をちょっとお聞かせください。

学務課長 学区審議会は、直近に開いたのが平成8年でございます。これは学区審議会のねらいが、学区設定の適正を期すためということですから、学区の変更のないときには開いてございません。平成8年に知的障害学級を新しく設置することに伴いまして、学区の変更がございましたので、そのときに開いたのが直近でございます。

ただ、昨年、選択制ということで。選択制というのは、これは学区の変更ではありませんので、学区審議会にかける内容ではないと、そのようなものですが、やはり学区審議委員の方にはご理解いただかなければならないだろうということで、審議会ではなくて、学区審議委員の皆さんに集まっていただいて、去年の10月に説明会そしてご意見等をいただいたり、

そういった会合を持たせていただきました。

委員長 どうでしょうか、委員の先生方、ご意見なり何かありましたらどうぞ。

瀧田委員 学区審議会で10月に説明会をなさって、学区の変更ではないということで、今回のアクションプランの一連のことは、審議のチャンスというか、それがなかったんですね。持たなかったんですね。

学務課長 はい。

瀧田委員 それで、そのほかこういう会が開催されるというのは、問題がない限りは設置してある状態だけというふうに理解してよろしいのでしょうか。

学務課長 はい。

瀧田委員 そうですか。

その説明会のときに、何もそういうことに対してのご意見というのは特に伺わないで、説明会ただただけでしょうか。

学務課長 もちろん説明させていただきながらご意見もお伺いしました。

そのときは余りかた苦しい会議ではなかったと思っております。そういう説明会ということで、審議する場面でありませぬので。ですから、学区に限らず、松戸の教育に関しての、特に各町会の代表の方から、ふだん感じていることなんかを伺ったり、あるいは疑問に思っているようなことが質問に出されたり、そのように記憶しております。

瀧田委員 各町会長とか地区長のような方が満遍なく入っていらっしゃるようなので、その地域の様子とか地域の要望なんかも割合じかにお耳に入りやすい方なんじゃないかなというふうに思いますけれども、何かやはりこういう大きな変革のあるとき、そこら辺との、何というか、情報交換とか、そういうことも可能ではないのかと思ったりしたものですから、今後こういう審議会の存在というのを意識しながら、これも考慮に入れて考えていきたいと思えますので。ありがとうございました。

やはり活発にご意見を出していただいた方がいいような……。各委員会の皆さんが大勢いらっしゃいますので、そう思いましたわけでございます。

委員長 これは学区審議会、今度の動静によりましては、またその学区の変更であるとか、いわゆる統合であるとか、そういったような問題も出てくる審議会ですね。

学務課長 はい。

委員長 ですから、その辺も含めて十分いろいろ事前に協議の準備をなさってはどうかということでもあります。

学務課長 はい、わかりました。

關委員 瀧田委員の質問に関連して、私も今の点、もう一度確認させていただきます。

ここに4号委員としてこれだけ地区長の皆さんが出席されておりますよね。したがって、学区の問題、選択制の問題、極めて関連すると思われるわけですが、その点については地区長の皆さんからは特に質問や意見、あるいはこういう強い要望というようなものはなかったのですか。

学務課長 とにかくそのときには選択制につきまして説明をさせていただきましたので、それがメインでした。それについてのやはり考え方とか範囲はどうするのかというような、市内全部を選べるのかどうかとか、あるいは極端に学校が小さくなるのか、そういう心配は教育委員会で行っているのかどうかという、そういったことの質問があったように今記憶しております。

そのほかに、先ほどもちょっとお話ししましたが、それに限らず、いろいろなご意見もいただきましたので。最近、例えば不登校になっているというようなあれで、今の学校の状況はどうなんでしょうかとか、あるいは、話題になっているような子供たちの非行あたりかどうなっているのかとか、そういったことを質問されて、答えた記憶を持っております。

学区の審議会ですから、学区を変更していくときには、委員長さんからお話しありましたように、事前に説明したりとか、学区の状況をお話ししていかなければならないというふうに考えておりますが、昨年場合は、説明しながらご意見をいただくということで、議題を特に設けたわけではなく、審議したということではなくて意見をいただきましたので、意義のあったものだったかなと、そういうふうには思っております。地区長さんたちがこういうことをやはり心配されているんだなということも伝わってきたかなと思っておりますので。

教育長 審議会からちょっと補足させていただきますと、おおむね学務課長の説明のとおりなんですけれども、選択制については時節柄やむを得ない状況にあるんだろうけれども、各町会地域によっても、既に違う学区に通っている子供たちもいるので、慎重に扱ってはほしいという話でございました。適正規模適正配置の問題に関しましては、おおむね松戸市の人口動向、乳幼児の出生動向等を勘案すれば、これはもうやむを得ぬ時世にあるというのは、総じての地区長さんたちの反応、意見でございました。

ただ、やはり該当する地域、学校には影響を及ぼすといえますか、ナーバスになるだろうし、総論と各論では全く違った意見、反応が出てくるのも、これもやむを得ないことだと。その辺を配慮してお願いしたいというような、こういう意見が多かったように記憶しており

ます。

關委員 ちょっと関連していいですか。

委員長 はい。

關委員 今、教育長からお話があったので、私がちょっとこだわっており、また、気にもなっている点が、今たまたまそれに関連して出てきましたので、1つ確認させてください。

この適正規模適正配置の中の報告書で、結論はとにかく学区の問題を第一に考えるということですよ。その後で統廃合もやむを得ないというのがたしか報告書の内容だったんですよ。これが僕ずっと引っかかっているんです。したがって、この学区の審議会というものがあって、そうそうたるメンバーがおられる。そうすると、その報告書にあった適正規模適正配置について、最初はその学区についてまず見直すということがここに出ている以上は、最初にここで議論したのかなというふうに憶測したんです。それはなかったということですね。

学務課長 はい、しておりません。

委員長 本日の議案はあくまでも委員の委嘱の議案ですので、それはこういう機会でないとい我々も情報が十分に入っていないわけですから、関係の職員の人たちにいろいろな負担をかけましたけれども、そういうことでいろいろな様子が少しずつわかってくる方向にもありますので、今後の参考にしたいと思います。

あくまでもきょうは委員の委嘱ということで、採択をいただきたいと思いますが。

そのほか、この議案についてのご質疑、討論ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、打ち切らせていただいて、議案第26号、採決をいたします。

議案第26号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第26号は原案どおり決定いたしました。

議案第27号

委員長 続きまして、議案第27号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

社会教育課長 議案第27号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、松戸市社会教育委員の任期が平成16年5月31日をもって満了することに伴い、新たに委員を委嘱するため提案させていただきました。

次のページをごらんください。

一番上の学校教育関係者、古ヶ崎南小学校長の池田稔委員につきまして新たに委嘱するものです。その他の9名の委員につきましては、再任になります。

なお、任期につきましては、本年6月1日より平成18年5月31日までの2年間になります。よろしく願いいたします。

委員長 社会教育委員の方々の委嘱でございます。1名の方だけ校長先生が変わられたということで、ほかの方々は留任でございます。

社会教育委員会との交流も必要だという前内藤委員長さんの提案で、いろいろな会議を持たせてもらった経緯がございますが、現在社会教育委員会の活動はいかがでしょうか。

社会教育課長 定例会といたしまして、年に3回予定しております。必要に応じましては臨時会等を開催いたします。

平成15年度につきましては、定例会2回開催いたしました。第1回目につきましては、平成15年度の事業予定、平成14年度の事業報告それから今後の社会教育委員会の進め方について、その他が議題となっております。それから、第2回につきましては、15年度の上半期の活動報告、さらには第1回会議で保留となっておりました質問事項についてのお答え、それから市民文化活動実態調査、これは市民対象とそれから活動団体を対象にしたアンケート調査ですが、これを実施することについてお諮りをいたしました。以上が15年度の2回の会議の内容であります。

16年度につきまして、予定は7月に15年度の事業報告と16年度の事業予定、それから第2回目につきましては、この市民文化活動実態調査の結果が出ておりますので、これについてご説明をして、質疑、討論をいただく。それから、順調にいけば、3回目にこれについてまとめに入れるかなと思いますので、必要に応じて、その間に臨時会を持ちたいと考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

瀧田さん、元社会教育委員として。何かご発言は。

瀧田委員 何か私がしたときはもっと忙しかったような気がしたんですが。テーマがあって、そのことについて一つの提案に2年続けてやってまいりましたから、委員さんも相当活発な

意見が出ていたと思います。教育委員会との交流を持ちながら、お互いの相互理解というものに力を注いできたような気がしますけれども、今はとにかくその市民文化実態調査の実施に向かって、みんな一つの方向を持って進んでいる。その調査の目的というかをご説明いただければうれしいのでございますが。ちょっと本題とは違うのかもしれませんが。

委員長 いいですか。

社会教育課長 この調査の目的といたしまして、市民の生涯学習を支援していくために、今後どのような方向性を目指すのか、そういったことをテーマにしてアンケート調査を実施しております。

瀧田委員 そうですか。

実際には市民活動というのは、もう現在かなり松戸市の場合は、先進的と言っていいんでしょうか、相当進んでいて、それを整理するというか、次の段階へ進めるというような気持ちを実は私なんかは持ったわけで。実際には数で出てくると、相当いい数のものが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、その質的なものとか、それから階段を上がっていくものとか、または自分が得たものを社会へ還元するという段階になると、まだまだ整理ができていなくて、混沌としているのかなというふうな思いがありまして、やはりできればその調査の結果がそういう方に結びついていくような質問の内容が入っているとうれしいかなと思います。

その調査の対象はアトランダムにするんですか。それともある団体……。さっき団体と個人とおっしゃったかしら。両方なんでしたっけ、対象は。

社会教育課長 一般市民を対象とした調査と活動グループを対象とした調査の2本立てになっております。

市民につきましては、16歳から75歳以上まで各年齢を対象にしております。16歳から19歳、二十から24、5歳ずつ区切りまして、無作為で1,500名を抽出いたしまして、383名が回答ということでございます。

瀧田委員 回収率は悪いですよ。1,500名をアトランダムに抽出して383というと……

社会教育課長 回答率25.5%です。

瀧田委員 そんなものですかね。

教育長 そのくらいあれば十分でしょうね。

瀧田委員 そうですか。物が言えるわけか。

教育長 でしょうね。もうちょっと欲しい。あと5%は欲しい。

瀧田委員 30%は欲しいかななんて……。

教育長 社会調査の常識では25%を超えれば十分ということでしょう。30を超えたら、もうあれです。普通、60だの70だのというのは、相当強制的な悉皆調査の部類ですから。

瀧田委員 団体なんかになると、パーセンテージは多く……。

社会教育課長 団体は311グループから回答をいただいています。社会教育認定団体が約800団体。ですから、率にしますと38.7%でございます。

瀧田委員 そうですか。じゃこれはもう実施をしたんですね、調査は。

社会教育課長 はい。調査は終了しましての中間報告が出ております。これについて、さらにクロス集計と申しますか、市民につきましては年齢を軸にしたクロス集計、それから活動団体につきましてはジャンル別それから活動場所別にクロス集計をいたしまして、その集計結果につきましては、委員さんに分析結果をお示しをして討論をいただくというか、そういう予定になっております。

瀧田委員 ありがとうございます。いろいろすみません。

やはり大事な資源の一つだと思うんです。そういういろいろな団体で活動していらっしゃる方たちとか、またそういう方たちのエネルギーというのは上手にお育てになって、一つの力にさせていただきたいというふうに思っていたところでございます。

委員長 これだけの委員会の委員さん、さまざまな分野の方々ですから、今後とも教育委員会との交流の場をひとつつづけていただいて、いろいろなお話をお聞かせいただいて、視野を広めていきたいというふうに考えております。

この社会教育委員の委嘱ということでお諮りをしておるわけですが、討論、質疑、よろしゅうございますか。

教育長 市民文化活動の実態調査につきましては、中間報告等をこの場においてまた、あるいは勉強会においてお知らせしたいと思っております。それを文化振興行政にどう反映していくかということも、委員会としての一つの大きなテーマだと思います。

それから、参考までに、今回新任の池田校長に関しましては、千葉県社会教育行政に長らく携わっておりまして、その後、直近では千葉県生涯学習会館、県民プラザに2年か3年ぐらいですか、勤務をしておりました。その後この松戸市の校長として赴任してまいりましたので、社会教育行政については名実ともに造詣が深いというふうに思っております。

關委員 内容はいいんですが、質問をちょっと。

我孫子市生涯学習センター長がいらっしゃいますね。我孫子にはそういう生涯学習センタ

ーという名称のセンターがあるんですね。これは社会教育と言葉の上では大きく関係するわけですか。それともちょっと違う……。

社会教育課長 我孫子市には通称アビスタとあって、生涯学習会館が昨年度新たに設置されて、この館長を務めていらっしゃいます。

教育長 松戸市に在住されておりまして、松戸市の教育改革市民懇話会のメンバーをしていただいて、偶然ですが我孫子のセンター長になられました。

委員長 我孫子市生涯学習センターというのは、我孫子市立ですか。

社会教育課長 そうです。

委員長 この議案について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第27号を採決いたします。

議案第27号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

議案第28号

委員長 続いて、議案第28号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議題といたします。ご説明ください。

社会教育課長 議案第28号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、松戸市文化財審議会委員の任期が本年5月31日をもって満了することに伴い、新たに委員を委嘱するため提案するものであります。

次ページをごらんください。

大変恐縮ですが、1カ所訂正をお願いいたします。

3番目の藤井委員の役職ですが、千葉大学助教授となっております。これを教授に訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。

7名の委員全員につきまして再任となります。

なお、任期は本年6月1日より18年5月31日までの2年間になります。

よろしくをお願いいたします。

委員長 説明のように7名の先生方、全部再任ということをお願いをしたいということでござ

います。

この審議会も年何回か……。

社会教育課長 定例会として決められているわけではなく、必要に応じて開催されますが、15年度につきましては2回開催されております。

第1回の審議会におきましては、文化財台帳整備ということで、本土寺の現地調査を行っております。それから、15年度の予算について審議いただきました。それから、第2回審議会は15年11月に開催しております。16年度の事業計画について、それから文化財台帳の整備について、徳川昭武関係の資料について、それから天然記念物の指定について、その他について議題となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何か質問事項ございませんか。文化財の審議会です。

(「なし」の声あり)

委員長 質問、討論ございませんでしたら、採決をいたしますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第28号、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

議案第29号

委員長 続いて、議案第29号「平成17年度使用教科用図書の採択に関する方針及び採択規約の承認について」を議題といたします。

お願いいたします。

指導課長 指導課長です。よろしくお願いいたします。

提案理由でございますが、教科書採択の背景やその仕組みとあわせて説明させていただきたいと思います。

教科書採択の権限は、地教行法の第23条6項によりまして各市町村教育委員会にございます。したがって、松戸市の子供たちが使う教科書の採択の権限は松戸市教育委員会にあるということでございます。ただし、その採択の方法につきましては、国の法律で義務教育

諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というもので、その方法、手順が定められてございます。

まず、その手順でございますが、法12条によりまして、市もしくは郡の区域またはこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定、つまり地区を設定するということです。松戸の場合には東葛飾地区ということで、6市1町でその地区が構成されたところに入っております。また、法13条によりまして、地区内の市町村が共同して種目ごとつまり科目ごとでございますが、同一の教科用図書を決定するということであります。つまり、各教育委員会の代表また地域の代表の方々にお集まりいただきまして、そこで協議をして教科書を選定するというものでございます。したがって、その協議をする場をつくらなくてはならないということでございます。松戸の場合には、この東葛地区の場合には、正式には教科用図書東葛飾地区採択協議会というふうになっております。したがって、この協議会につきましては、各教育委員会の意向を十分に反映して協議をし、その決定をします。また、各市の各教育委員会は、代表が出席して協議をした結果のものでございますので、その協議会の決定を尊重して教育委員会の権限と責任を持って採択をするということになっております。

したがって、今回の提案につきましては、地区内の他の教育委員会と共同いたしまして協議会を立ち上げると。そのための規約とそれに参加するための松戸市の方針についてご承認いただきたく提案いたしました。

なお、今年度は来年度から小学校の教科書が改訂されることから、その採択事務が入りません。

以上でございます。

委員長 ただいまご説明のとおり、まずこの議案の採択に関する一般的な方針について説明をしてもらったわけですが、ひとまずそれを了承をいただいて、その前にあります規約の部分、これもあわせて了解をいただきたいという趣旨の議案でございます。

これは過去何回か経験を持った協議会で実際に直面をして、いろいろ議論の後に教科書を決定したというような経緯がございます。今の採択に関する方針についてはいかがでしょうか。何かご質問なりご意見がございましたらお願いをいたします。

關委員 ちょっと言葉の使い方でご質問してよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

關委員 今の平成17年度使用教科用図書の採択に関する一般方針（案）という、こちらの書面です。

趣旨のところ、「この方針は」とあって、「平成17年度の松戸市立小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたり一般的な事務手続き等について示し、もって適正採択に資するものである」とあって、小学校と中学校両方だと言っておいて、次の「なお」文では、中学校については、もう「16年度使用教科用図書と同一のものを採択しなければならない」とあります。そうすると今回は中学校については特に審議する必要ないという含みですか。

指導課長 実を言いますと、中学校の教科書につきましては、施行令によりまして4年間は同じ教科書を採択するというふうになってございます。したがって、中学校につきましては来年度も同一の教科書を採択するということでありまして、小学校の方は改訂されるので、採択の事務が伴うという趣旨でございます。

關委員 そうすると、4年間使用するということが決まっている、そのことを承認するということになるわけですか。

指導課長 はい。よろしくお願ひいたします。

ただ、百七条本といたしまして、特殊教育に使う教科書につきましては、現状に応じて毎年変わる可能性がございますので、必要があればそちらの教科書を採択していただくということになります。

關委員 わかりました。

それから、4の協議会の委員のところなんですが、これはその前のページの協議会規約を受けるわけですね。

指導課長 はい。

關委員 4の協議会の委員というと、「協議会規約第4条第2項に基づき」とあります。「松戸市教育委員会から協議会に出席し、意見を述べることができる者は次のとおりとする」として、それで2項は、これを見ると第4条2項はいっぱい文章があつて3つ文章があるんです。そのどれを受けることになりますか。

指導課長 これは第2項の1行目と2行目になります。

關委員 「各市町村教育委員会は、当該教育委員会の教育長、教育委員もしくは教育委員会に勤務する職員の中から1名を選出する」、これを受けるのですか。

指導課長 はい。

關委員 これははっきりわかりました。

それから、4の(2)とあるところですね。(2)とあるのは、これはその上の「松戸市教育委員会代表の委員として、教育委員長及び教育長を充てる」とある、これを受けているわ

けですか。

指導課長 はい、そうです。

それにつきましては、そのお2人の方が教科書を推薦いたします。いろいろな資料に基づいて。それについては公表しないということでございます。

關委員 「前(1)」というのは、これ言葉の使い方としては、恐らく前号なんだろうね。前号の各委員が推薦したと、そういう趣旨ですね。

指導課長 はい。

關委員 わかりました。

委員長 どうでしょうか、そのほかに方針に関する事項に関しては、こういうことでよろしゅうございますか。

この方針については一応の理解をしたつもりですが、規約について一応それで説明を。

指導課長 それでは、規約並びに一般方針につきましてご説明させていただきます。

特に重要な部分だけかいつまんでお話ししたいと思います。

まず、規約第1条でございます。設置に関してでございますが、これは法的な位置づけを示してございます。つまり、先ほど申し上げましたように義務教育学校の教科用図書の無償措置に関する法律に従ってこの会をつくるんだということ。それから、そこで審議するのは学校教育法21条、これは普通の教科書でございます。それから、先ほど申し上げた百七条本、これについての審議をするということでございます。そのための協議会を行うということが、法的なものとしての裏づけをそこに書いてございます。

2条につきましては、参加市町村教育委員会でございます。

3条につきましては、4条を受けまして、7つの教育委員会がございますので、2人ずつで2掛ける7で14、それから地区代表が15名ということで、合計29名ということでございます。

それから、5条につきましては、先ほどの1条に関連いたしまして、そういう内容の教科書について採択をするということです。

6条、7条につきましては、お読みいただきたいと思います。

それから、8条につきましては、協議会で採択するにいたしましても、やはり専門的な知識を持った調査員を置きまして、そこで資料を作成いただきまして、その採択のための判断の材料にするということでございます。それが種目ごとに5名、現在46名を予定しておりますということでございます。

事務局は、会長所属の教育委員会に置くということになっております。

10条につきましては、お読みいただきたい。

11条、12条、13条もそのとおりでございます。

なお、附則の部分でございますが、これ日付、開始日が抜けてございます。これは協議会が発足した日からということでございまして、8月31日というのは令13条によりまして採択が決定した日までということでございます。

続きまして、松戸市の一般方針についてお話ししたいと思います。

趣旨につきましては、先ほどお話があったとおりでございます。

2の採択の基本方針ですが、ここにつきましては、下段にございます「他市町との協議の上、種目ごとに東葛飾地区内同一のものを採択するものとする」ということでございます。

それから、4番でございますが、これにつきましては松戸市の教育委員会の代表として、教育委員長さん及び教育長さんをお願いするというところでございます。

それから、採択図書の決定につきましては、繰り返しますが、松戸市教育委員会が責任を持って採択するというところでございます。

また、もう1枚めくっていただきますが、最後のページですが、これがこういう観点でもって採択に臨むと。その基本姿勢であるということです。これは県の姿勢と全く同じでございます。

以上、簡単でございますが、よろしく願いいたします。

委員長 教科書を決定するのに、これだけ大変な手順を踏んできっちりやらなくちゃいかんということになります。

この一般の図書の閲覧というのがありましたね。あれは今回もできるんですか。

指導課長 教科書展示ということでございますが、6月18日から7月1日まで、これは東葛の地方教育センターで行います。それから、6月18日から7月7日まで、これは松戸教科書センター、あそこの合同庁舎の中ということでございます。それから、6月18日から7月7日、これは柏市役所で行います。これにつきましては、検定済みの教科書が全部出ると思います。

委員長 以上の説明で大体おわかりになられたでしょうか。何かありましたら。

關委員 これは従来どおりのやり方ですか。

指導課長 はい。法にのっとってということになります。

關委員 したがって、もう中身については、どの条文をどうするというような審議は恐らくで

きないと思うんです。かなりこれは蓄積されてきたものだと思うんです。

ただ、言葉の表現として、こんな表現はどうなのかなというのが、さっき申しました4条と5条と8条です。4条に第2項で先ほど言ったように2名を選出するとし、その第2項の中に、その文章を受けて、次は「さらに」とある。規約ですから、普通条文に「さらに」というような、そういう表現は余りしませんから、何かここは違う文体にした方がいいような気がします。

つまり教育長それから教育委員長がまず2名で、それでそれに加えてさらにという趣旨ですから、このところは「本文のほか」とかというふうにした方がいいんで、「さらに」というのはちょっとどうかなという気がしました。この文章には主語がないんです。

だれが選出するんですか。

指導課長 各教育委員会でございます。

關委員 そうですね。主語がないものですから、どうも読んでいて、何を意味するのかなという気がしました。

それから、5条の見出し、「協議会の事務」とありますが、これ協議会というのはその委員会そのものですよね。

指導課長 すみません、もう一度お願いします。

關委員 この5条の「協議会の事務」という頭の見出し書きがありますよね。協議会では、これはこういうことを行うと。そうすると、「協議会は、平成17年度使用に係る教科書の採択に関する各市町教育委員会が行う次の事務を行う」とありますが、これは事務なのかどうかです。これはどうも協議会の任務のような気がしたんです。つまり事務はその次の9条で事務局が行うわけですね。だから、これはむしろ協議会の権限、役割、任務なのかなという気がしました。

それから、8条のこの文章、第1項は、これは読みにくいですね。「協議会に種目ごとに専門調査委員は5名までおくことができる」とあり。てにをはが非常にわかりにくいんです。これを、例えば「協議会は種目ごとに専門調査委員を5名まで置くことができる」とすれば、少しはわかりやすくなると思います。

今後のこともあるので、何かご参考までに。

指導課長 ありがとうございます。

教育長 実はこの規約は東葛採択協議会の各教育委員会が集まって、これでいいかどうかというところでそっちで決めたんです。確かに関先生がおっしゃるような意見も……。私もこれは

なんて言うところもあるんだけど、やはり文章的には少々おかしいけれども、よくよく聞いてみると、相当何か難しいことをいろいろ事務局が考えておって、こういう文章でないと、こういう場面が起こったときに困るんだよとか、何か聞くと、まあしょうがないかという形で多数決で決まったというような経過があります。

委員長 例えば県の文書課というのはかなり厳しいんです、こういう部分。そういうところがタッチしていると、またがらっと違った表現が出てくると思うんですが、さすが関先生、法律家でいらっしゃるんで……。

關委員 気になりますよね。

教育長 それは次の会議にこういう意見があるということは伝えておきたいと思います。

關委員 内容については特にありません。

委員長 教科書の採択についての規約、一般方針についてご討議いただきました。

そのほか質疑、討論ございませんでしたら、採決をさせていただきたいと思います。

教育長 採択に関してではないんですが、参考意見として申し上げておきたいと思います。

3、4年前にも同様の小学校の教科書採択と翌年中学校の教科書の採択をいたしました。小学校のときではそれほど問題は出ておりませんでしたけれども、中学校教科書の採択をするときには、いわゆる中学校の歴史教科書問題が大きな話題になりまして、問題として惹起されたというのがあります。

それはそれでいろいろな意見があって当然だというふうに思いますけれども、参考までに申し上げますと、そのときに教育委員会そして市議会の方に陳情・請願等が提出されました。その内容につきまして、簡単に2つ、3つ申し上げますと、県の通知の趣旨を十分踏まえること。採択に当たっては中立公正な立場で行うこと。それから、記述内容が歴史的事実であり、かつ歴史の光の部分と陰の部分がバランスよく記述されていること。そういう視点で採択してください。あるいは、新学習指導要領に最も忠実な教科用図書を採用してください。そんな趣旨の請願・陳情等が出されたことを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、採択協議会制度というもののあり方が問われたと思います。つまり最初に指導課長が申しあげましたとおり、地教行法では教育委員会の権限であるというふうに書かれている。もっとも権限であるといっても、教科書採択が教育委員会の権限だというふうに明確に規定されているわけじゃなくて、教育委員会の権限に属する事務ということで、10項目ぐらい並べているんですけれども、その中に教科書、教材の取り扱いに関することという記述しかありませんので、必ずしも明確に規定はされていませんけれども、それをもって委員

会の権限であると解釈されております。

そういう解釈のもとにしているんですが、教科用無償措置法が37年ごろでしたか、成立しまして、その措置法では、教科用図書に関しては共同採択とし、同一の教科書を使用することとなったわけです。どういう趣旨かというのは、もう30年以上前の話ですから、その背景はちょっと詳しくはわかりかねますけれども、やはり同じような地理的、文化的に共通の土壌を持っている地域では、同じ教科書を使った方がよろしかろうという視点があったのではないかというふうに思いますけれども。確かに東葛飾地域なんていうのは、中世からずっと連綿として続いておるところで、むしろ沼南町、松戸市、我孫子、流山市と区切る方がおかしいぐらいの地域の連帯性があったようです。しかしながら、急激にその後都市化が進展し、現在、130万人から住むような大都市になって、果たしてこういう広域の地域でいいのかどうかという問題も出されております。

そんなこともあって、それをもう少し細分化すべきじゃないかという意見も出されたり、行政改革委員会の方でも、規制緩和に絡めて広域地域は見直していく。さまざまな観点から、いろいろな角度からこの教科書問題が大きく惹起された経験もございますので、参考までに申し上げさせていただきたいと思います。

委員長 今回の小学校の教科書の採択については、そういう何か中学の教科書のときのような動きも考えなくてはいけないんでしょうか。ちょっとわからないんですけども。

教育長 それはわからないですけども、やはり中学校がメインでありましたね、前は。あるいは高校の教科書に関しても。

いずれにしても検定教科書の中から選ぶわけですから、どれを選んでも問題はありません。だから、松戸市あるいは東葛地域の教育的風土とか教育施策の方針ですとか、学校教育の目標ですとか、そういうところに合致したものを選んでいくということで、十分事が足りるということでございます。

委員長 それから、具体的に一番現場で動いていただく調査委員がありますね。調査委員の選定に当たっては、どういう方法をとるんですか。

指導課長 それぞれ各教科、種目ごとの実績のある教員の中から選びます。ただ、これにつきましては公表されませんということでございます。

委員長 その辺も十分慎重にお考えになって決めていただきたいということですね。

指導課長 はい。

委員長 以上のように教科書の採択に関する方針、規約についてお話を伺いました。ほかにな

ければ、採決に持っていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、議案第29号を採決いたします。

議案第29号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 本日の議案は以上のとおりでございます。

その他に移ります。

企画管理室長 その他で2点ほどご報告させていただきたいと思います。

1点目につきましては、学校統廃合の状況についてのご報告をさせていただきたいと思えます。

統廃合に該当します学校でございますけれども、先週末ぐらいで大半の学校に協議会的な組織ができました。また、あるいは協議会的な組織はつくる必要はなくて、PTAですとか保護者の代表等でもって教育委員会と意見なり調整をしながら、説明会で説明をしていただきたいと、こういうようなところもございます。いずれにしましても、ほぼ我々が提起している協議会的な組織と話し合いをさせていただくような方向でということでございます。

いずれにしましても、それぞれの学校によりましては若干温度差があります。協議会が立ち上がった学校におきましては、協議会の中だけで勉強会を数回実施しているというようなところもございます。こうした協議会につきましては、既に委員会の方とも打ち合わせ等を重ねており、私どもといたしましては、早くとも今月中ぐらいには準備事務局へ通していただくような提案をいたしたいというふうに考えております。また、それ以外の学校につきましても、できれば6月中ぐらいには準備事務局の立ち上げをお願いするような方向で、私ども事務局では考えておるところでございます。

こうした協議会等々、打ち合わせを重ねる中で、その状況等を勘案しまして年間スケジュールを作成したいというふうに考えております。今回はお示しできませんけれども、次回の教育委員会会議のときまでにはご説明ができるような形で、努力を重ねたいというふうに考えておるところでございます。

また、現在統合を予定しております学校の施設整備のための準備でございますけれども、

これは設計等々、学校の関係者等の打ち合わせ、またさらには業者の選定等々も並行して行わないと、やはり私ども計画しているスケジュールに合っていないということで、そうしますと、結局は子供たちに非常に迷惑がかかるということで、できる限り子供たちの教育に伴う環境整備を前提に進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

詳細につきましては、次回6月の教育委員会会議におきまして、改めてスケジュール的な調整の説明ができるのではなからうかというふうに考えているところでございますので、本日は簡単な経過説明ということになってしまっておりますけれども、ご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

次に、2点目でございます。松戸市の行財政改革の関係でございます。

第2次総合計画の推進をさせるということで、財源不足が200億をかなり超えているような状況でございます。そのようなことから、本市におきましては行財政改革のための専門家会議を設置し、またそれを推進するための本部を設置させていただきました。さらに、その下部組織といたしまして、企画管理室長で集まっている委員会というものが設置されまして、昨年度最終報告がなされたところでございます。これを受けまして、16年度からさまざまな改革がなされているところでございます。これは松戸市全庁的に取り組んでございますけれども。

ちなみに、16年度のこれに伴う事業でございますけれども、事務事業の見直し等々がございました。例えば広報編集業務の委託ですとか、あるいは公用車管理、運転業務の委託、庁舎案内業務の委託、あるいは福祉公社への委託、職員派遣の見直し、北山会館の業務委託、あるいは小学校給食業務の委託等々がございました。それと、一律ではございませんけれども、職員の人件費削減ということを踏まえまして、それぞれ手当等の削減等々が行われたところでございます。

17年度につきましては、これがきょうのご報告なんです、5月15日の広報まつどに松戸市全体の17年度分のこの行財政改革に伴う事業につきまして、紹介をされるような形になっております。

その中で、教育委員会の分も幾つか入っております。給食業務の委託、それから、学校事務員、用務員の業務の標準化、効率化というふうな関係が入っております。

この学校事務員それから用務員業務の標準化、効率化ということにつきましては、それぞれ学校でその地域性等々もかんがみながら、校長先生の指導のもと事務を進めておるわけですが、やはり最低限標準化しなければならないものは標準化しておこうではないかと。

また、それに伴って効率化も図っていこう。そうした中で、例えば職員定数の削減等々も視野に入れながら、少し考えていこうじゃないかということで、議会等の説明それから組合との折衝等々を行っておるところでございます。

例えば標準化でございますけれども、コンピューター一つとりますと、例えばの話ですけれども、学籍、就学システムというものがまだオンラインになっていないというような状況でございます。それから、就学援助のシステムですとか、あるいは学校保健のシステムですとか、学校給食のシステム、単発では動いておりますけれども、市長部局のコンピューターと連携されたような形では動いていないというような状況でございます。それから、給与管理システムをどうするかとか、あるいは市費、公費、学校徴収金、そのシステムはどうするのだとか、成績、出欠席の管理のシステムはどうするんだというところ、まだまだ遅れているようなところもございます。こういったものをコンピューターを介した中で標準化をし、効率を図って、そして行財政改革に連携をしていきたいという考えであります。

そういった形で、広報まつど5月15日号に松戸市全体の行財政改革の一つとして教育委員会の事業が記載されていることを報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 今2つの問題について説明がありました。委員の方々からご発言をお願いいたします。

議長の立場から意見を言うのは余りどうかとは思いますが、現在進行中の地域説明会、協議会の設定、その他事務局では大変な努力をしていると思っておりますが、私の場合、直接いろいろな情報が入ってくる中で、どうも保護者中心の説明はしているけれども、その地域へ十分……。今進行している統廃合問題や何かも含めた教育改革についての説明は、たしか昨年広報で市民に1回説明しただけに終わっているんじゃないかなというふうな気がします。その後スタッフ派遣や何かの事業のときに、もう一回説明したというお話も聞きましたけれども、どうも地域への説明がまだちょっと不十分であるために、もっと多くの理解を得られないでいるんじゃないかなという気がいたしますが、その辺いかがでしょうか。

企画管理室長 地域ということになりますと、一番危惧をされておる項目は、どんなふうな形で跡地利用ができるんだろうかというのが、地域の方々、町会長さんやそういった方々の関心事になっているかというふうに思います。

私どもこの教育改革につきましては、この教育委員会会議で議決させていただき、また議会への説明をさせていただいた後も広報にも出しております。また、それぞれ施策として展

開しなくてはいけない、例えばサタデーコミュニティスクールですとか、あるいはスタッフ派遣とかにつきましても、広報で募集をさせていただいたりしておるところでございます。

地域の方に対してのお話ですけれども、まず市政協力委員の地区長会議の場で説明をさせていただきました。それから、個々の地区長さんのもとへ出向きまして、3 簿冊のご説明をさせていただきました。その地区長会議それから各地区長さんのところへお邪魔したときに、もし地域の方々から何かありましたら、地域としてどうしても説明に来てほしいというような要請があれば、出向いてご説明をさせていただきたいと。私どもの限られたスタッフの中では、松戸市全域に対して地域への説明ということについてはちょっと無理がございますので、そのような中で、地域の方で町会長さんなり、あるいは市政協力委員の方々、特に地区長の中でも地域の代表的な方々がお集まりいただくような役員会で決定された組織に対しての説明については、要請がある都度、私ども説明に上がっておるところでございます。

その例としましては、新松戸地区でもございましたし、それから小金原地域でもそういうことがございました。また、古ヶ崎地区につきましても、地域の方々を交えた説明会をするという形で説明させていただいておるところでございます。

1 地域の代表の方々からの要請ということになりますと、これは限りなく回数が多くなってしまいますので、やはり地域の方々でまとめていただいて、そしてその必要性を地域の方々、特に役員の方も含めましてですけれども、それで必要だということであれば、地域の代表の方々から私どもの方に連絡が参りますので、先ほど申し上げましたように、小金原地区ですとか、それから新松戸地区について私どもお伺いさせていただきまして、ご説明をしているところでございます。

これからもそういったような代表性を担保されたような方々からの対応については、我々十分に説明に上がりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 直接職員の人たちが出向いて説明する方法、もちろん大変だと思いますが、そのほかにも例えば広報を使う方法であるとか、ホームページを使う方法であるとか、そういったようなものを利用しながら、逐次経過なりその状況を市民にわかりやすく説明することで十分理解を得られるというふうに思いますが、その辺の計画といいますか、そういう方法はいかがでしょうか。

企画管理室長 今年度は本当に腹をくくってやらなくちゃならない年度だというふうに考えておりますので、広報まつどの作成スタッフの方とも調整をし、我々の状況を理解していただきながら、ぎりぎりまで教育委員会の案件については紙面をあけて待っていてくれるという

ようなお話もいただいておりますので、これからも広報まつど等を通して、またインターネット、ホームページを通してという形で情報提供をさせていただきたいと考えております。

委員長 いかがでしょうか、委員さん。どうですか。

瀧田委員 初期の段階に比べて、その地域に出向いたときの説明会なんかで理解の度合いが深まっている傾向があるのでしょうか、それとも平行線ですっと押し合っているのでしょうか。その辺、実態がちょっと私はわかりませんので、感触としていかがでしょうか。

企画管理室長 感触といたしましては、ある程度までご説明をさせていただき、もうその話は聞いたよと。じゃ次の展開へいこうかなと思うと、戻ってまた同じような説明をする。そうすると、一度お聞きになった人がまたかというように思います。しかし、今まで例えば3度やったとすると、3度全然お見えになっていなかった、4度目で初めてその場においでになったという方々は、また一からというふうな説明を求める場合もございます。そういう点で、実は来週あたりもまたそういうような状況になるかなというようなところもあり、平行線でもう全然進まないような場面もしばしば出てくることもございます。

そんなようなことから、私どもとしては代表性が担保されるような組織をつくっていただいて、ひざ詰めでご説明をし、相手の方々からの質問、要望についても、我々も直接理解というか、受けとめられる。また、我々の説明についても、相手にできる限り理解をしていただくというようなことで、協議会、それぞれの保護者なり、代表性を担保されたような組織の役員さんを選抜していただきまして、そこでお話をさせていただきたいというふうでございましたけれども。

全体的に見ますと、これは先ほど申し上げましたように、それぞれの学校によって温度差はかなりございます。例えば今までは、どうしてこの時期にやらなくてはならないのか、どうしてうちの学校が統廃合され廃校になるのかというようなことが多かったんです。しかし、それが地域によりましては、そういうことは除いて、子供たちの教育をよくするためには、向上させるためには、どういうふうなことをやっていかななくてはいけないのかというような子供の教育的な見地に立ったご質問が出始めております。少々というか、ある学校については大分前から出始めているわけですがけれども。それと、もっと一歩進んで、この統廃合のための準備事務局はどういう仕事をやるんですかというふうなところまできている学校もございます。

ですから、当初私どもが今年の11月から各地域、学校を回りましたときから比べると、か

なり理解をいただいている学校もございますし、はなからもう反対であると。さっき申し上げましたように、反対のための協議会であるというような学校もございます。

しかし、我々といたしましては、一度策定いたしましたこの教育行政計画でございますので、皆さんにできる限りのご理解をいただくということは、当然保護者、地域の方にもご理解をいただかなくてはならないわけですが、お子さん方が一番いい方向へいくのはどうなのかということを経々考えた施策でございますので、それを少しでもご理解をいただくような方向で、今後とも鋭意努力してまいりたいというふうに考えます。

瀧田委員 完全な平行線というよりも、やはり子供の教育の本質についての要望があったり、それから準備事務局という一歩踏み込んだ質問もあるようですので、担当でお出向きになるのは大変だと思いますが、やはりその地域で何が一番問題になっているか、その問題がどういうふうに変ってきたかというのを敏感に感じ取って、それにおこたえができるような、もうそれは聞いたよということが言われぬように、次の段階を踏んだよりいい教育のあり方みたいなものの実現に向けてというところでご説明をしていただくようにご用意いただきたいというふうに思います。説明だけじゃなくて、いろいろな面でご用意いただきたいというふうに思っているわけでございますけれども。

委員長 まさに準備事務局というのは、準備ということは、そこまでのことを言っているんですね。いろいろな場面を想定してのことでしょうけれども、来月の会議にはもう少し具体的なことも煮詰まってくるという話ですので、その辺は期待をしております。

関先生、何かご発言ございますか。

關委員 僕が質問をすることは比較的原理原則的なことを聞いてきました。その原理原則的なことさえ解決できれば、そう大きな問題にはならぬというふうに私自身は認識しています。ですから、原理原則のところ、その一つは、今、杉浦室長がおっしゃったように、子供たちにとって最もよい教育は何か、あるいはいい方法は何か、やはり子供の視点に立って考えるということです。

それから、こういうケースで一番悩まれるのは、校長先生であり教員のスタッフの皆さんでもあると思います。ですから、そういう教育に係わる人たちにどうしたら一番いい教育ができるかというような、そういう話し合いをする機会をつくっていただきたい。先生方はどの程度直截にお話できるかどうかわかりませんが、ひとつできるだけひざ詰め談判という中に教諭の皆さんにも校長にも出席していただきたい。

もう一つ重大な私の関心事は、今はこの4地域に限って議論していますが、仮に将来もう

少し少子化が進み、統廃合の問題が出てくるとします。これは仮定の話です。そうした場合に、今回やっているこの手続あるいはプロセスは極めて参考になるし、大事だと思います。そういう意味で、将来のことも見据えたきちっとした基準、きちっとした説明、きちっとした相互理解というようなものがやはり必要なんだろうと思います。

将来少子化が進まず、子供がふえる、あるいは松戸市の学校はもっとふえなければいけないというような場合にも、関連するような問題が出てくるとと思いますが、一番心配しているのは逆のケースです。将来も統廃合が必要だという事態が発生した場合に、やはり今回のこの改革は非常に重要になります。一つの重要な先例となります。だからこそ、はっきりと進めていただきたいし、禍根を残さないような進め方をお願いしたいというのが私のスタンスです。

委員長 将来の見通しはどうなんですか。子供の少子化の現象というのは。

教育長 それはやはり総合政策で対応するべきで、子供が減る、ふえるということは予測すべきことではないというふうに私は考えております。

単純に合計特殊出生率の推移を見れば、間違いなく減りますし、全国的には少子化がもっと進行するというのは明らかです。ただ、地域によっては、もっと過激に減る場合と、それから逆に減らない、ふえる、そういう地域も恐らく出てくるだろうと。そういった意味では、松戸市のような東京に隣接している地域というのは、物すごい立地条件にあるというふうに思っております。それでも、なおかつ合計特殊出生率が、もう恐らく松戸市は全国平均の1.3よりもさらに1.1台にきちちゃっているかもしれませんけれども、出入りが激しいということと、地方から東京圏に来て、それで松戸に住むという方々が多いので、まだかろうじて急激な……。一たんもう急激に減少しましたけれども、今は停滞もしくは地区によっては微増というところもありますし、そういうことで、今はいいんですけれども、東京大都市に集中される人口というの、あと10年もたたないでとまるだろうというように人口学者、都市学の先生方で指摘している方もいます。今は東京に人口の吸引力というのがまだあるけれども、あと5年、10年の間にその吸引力はなくなるだろうという予測があります。

さらに、もう日本全体の総人口が、平成6年、7年をピークに減っていってしまうと。こういう現実の中で、じゃ松戸市という町をどういう町にしていくんだと。少子化対策はどうするんだ。これは国家政策じゃなければ難しいんですけれども、子供を産んで育てたくなるようなまちづくりということを市民全体のコンセンサスの中でやっていくのか、他の選択をするのか。高齢者対策もやります、何とか対策もやります、少子化対策もやります、道路も

たくさんふやしますなど、こういう要望を全部やるわけにはいきませんから、恐らく何か重点的に政策の目標を絞ってやっていくということがこれからは必要になってくるだろうというふうに思います。私はもうこれから先は教育長を越えた個人的な見解になってしまいますけれども、子供を産んで育てやすい、住みやすい松戸市にしていく、町にしていくためには、やはり人口対策が必要でしょう。特に児童人口の減少をこれでストップさせましょうよというようなキャンペーンを張ってやっていくと。そういうことがもしなければ、やはり放っておけば……。瞬間風速的にはふえたり減ったりするんでしょうけれども、長期的に見れば、減らざるを得ないだろうというふうに思います。

これまでの児童人口動向を機械的に20年後、30年後にあてはめたら、学校は半分になります。それを言っていていいかという、それは言っちゃならんと。それは政策担当者じゃない方々が独自に研究されて、それでこうなりますよというのはあれですけども、私は政策担当者はそういうことを言うべきではないのではなからうかと思いますが……。5年後はこうなりますというのは、もうこれはしょうがないですけども、20年、30年したらこうなるから、学校は半分になりますというのは対策案なしには言うべきではないなと思います。

できれば統廃合は、第1次統廃合計画が済めば、もうこれでおしまいにしたいと。やりたくないです。だから、そのためには何らかの対策を打ちますよと言わなければいけない。

關委員 教育長の気持ちは私なりに理解したつもりです。私の言ったことはそれだけではなくて、そうじゃなくて……。

教育長 それはわかっています。その意味で私は言ったわけじゃないんです。

關委員 全く仮定の話ですし、一つ先例がつくられようとしているわけです。そうした場合に、仮定の話として、将来また統廃合というような事態が発生したとしたら、やはり皆さんが納得できるようなきちっとした基準、あるいはきちっとした統廃合の内容というものが今回つくられていく必要がある。あるいは、そういうことが将来に対する我々の任務でもありますね。

例えば適正配置適正規模という場合に、12学級、24学級というあの基準は、その言葉しか出てきていませんが、一つの基準としては、仮に12学級を下るような年が2年続いたらどうか、3年続いたらどうか。やはり6年間ぐらい様子を見て、それで統廃合を議論しましょうというふうな基準というのがあっていいんじゃないかと。いきなり12学級は、適正規模に満たないから、いきなり統廃合というようなことにはならないんだらうと思うんです。だから、そういう意味での我々の一つの基準というのがやはり試されているんだらうというふうに思

っております。

だから、そういうものがある程度皆さん納得いけば、これは将来どんな事態が生じても、そういう教育委員会の一つの基準ができて、市民の皆さんの理解が得られているということになれば、それはある程度機械的に、ある程度そういう基準をもとにしながら検討はできると思うんです。それが僕の言いたいことなんです。

委員長 今回のそういう統廃合問題、非常に……。それだけに、結末といいますか、結果は重要な問題を含んでいると思います。しょっちゅうこういうことがあっては……。もうこれが初めてで最後にしていただきたいというのは私の本心なんですけれども。そういう意味でも、ひとつ新しい学校なり新しい地域ができた場合に、そのサポートを教育委員会なり市ががっちり支援するということがぜひ必要なんです。そのためにも、やはりいろいろな情報、いろいろな状況を分析しながら、各地域の特性に合った支援方法というものがあるはずですね。そういう方向の体制でぜひ臨んでいただきたいというふうに思います。

まだまだ来月もそういうふうに、もう少し具体的なお話が聞けるということです。こういう会議を通じて、皆さんのご意見をいろいろな角度からお伺いするのがこの会議の目的でございますので、十分これからもいろいろな考え方、ご意見をちょうだいをしたいと思います。

一応その他、事務局から話がありました2点について報告を受けました。

そのほか、来月の予定ですか。

企画管理室長 6月につきましては、市議会が開催されることになっております。これに伴いまして、恐縮ですけれども、6月3日の木曜日、午後3時半からこちらの5階会議室へご参集いただければというふうに思います。

先ほど申し上げましたもう少し詳しいお話、それからスケジュール的なものもできる限りお諮りさせていただければと思います。

委員長 議会はいつからですか。

企画管理室長 6月9日から6月22日までの14日間です。

委員長 それでは、もう一度お諮りいたします。

次回の定例教育委員会会議、6月定例会ですが、6月3日の木曜日、午後3時30分から当会議場でということでございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、確認をいたします。

次回教育委員会会議は6月3日木曜日、午後3時30分から当5階会議室で開催をいたしま

す。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成16年5月定例教育委員会会議、閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時42分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員

松戸市教育委員会